



私の家は代々和菓子屋を営んでいますが、最近になって看板等に使用している当家の家紋を商標登録してはどうかという話が出てきています。このような家紋を商標登録することはできるのでしょうか。



(兵庫県 T. U)



1. 家紋とは

家紋は、わが国において古くから血筋や家系等を表す印として用いられてきた紋章であり、現在でも、冠婚葬祭で着用される紋付はかまや仏壇などに使用されている場面を見かけることがあります。

そして、わが国では法的な制限はなく、誰もが自由に家紋を利用、創作できるため、現在国内には2万以上もの家紋があるといわれています。

では、このような家紋の商標登録は認められるものなのでしょうか。

2. 家紋の登録性について

家紋は大きく、既存の伝統的な家紋と新たに創作された家紋に分類されます。

(1) 新たに創作された家紋

新たに創作された家紋については、よほど単純なものでないかぎり、生来的な識別力が備わっている場合が多いため、その他の商標法上の登録要件を満たすものであれば商標登録できると考えられます。

(2) 既存の伝統的な家紋

既存の伝統的な家紋や神紋、社紋等(以下、家紋等)については、特許庁の商標審査便覧(42.107.06)に該当

しうる拒絶理由の適用条文が記載されています。

A. 公益に関する団体・事業であって営利を目的としないものに対して使用されている家紋等であって著名なものと同一・類似のもの(4条1項6号)

(例) 神社仏閣等の宗教法人を表す神紋、学校法人を表す校章

B. 登録出願の経緯や商標を採択した理由に、著しく社会的妥当性を欠き、公正な取引秩序を乱して社会公共の利益に反するもの(4条1項7号)

(例) 特定の家を表す家紋として著名なものを第三者が出願する場合

C. 出願商標が他人の業務に係る商品等を表示するものとして周知の家紋等と同一・類似であって、かつ、その商品等と同一・類似の商品に使用しているもの(4条1項10号)

D. 出願商標が他人の周知の家紋等と同一・類似であってその商標を使用したときに、その出所について混同を生ずるおそれがあるもの(4条1項15号)

E. 出願商標が他人の周知の家紋等と同一・類似であって、かつ、不正の目的をもって使用するもの(4条1項19号)

F. 極めて簡単、かつ、ありふれた標

章と認識されるもの(3条1項5号)

(例) 加藤清正 蛇の目紋(左)

丹羽長秀 すじかい紋(右)



G. 指定商品等との関係から、出所識別標識としてではなく本来的な家紋(家を表す紋)として付されるものや装飾や模様としての家紋等を認識するにとどまるもの(3条1項6号)

(例) 家を表す印として「和服」「五月人形」に付された家紋

3. 質問の回答

このように家紋自体は、要件さえ具備すれば商標登録することができるといえます。

そして、ご質問にある貴店の家紋が新たに創作されたものであれば、登録の可能性は十分にあり、また、それが伝統的な家紋であっても、前記の拒絶理由に該当しなければ登録となる可能性はあると思われます。

いずれにしても、登録の可能性がありそうな場合にはできるだけ早く出願することをお勧めいたしますが、判断が難しい場合には弁理士に相談するとよいでしょう。